



磐健国第 2651 号  
令和 2 年 12 月 16 日

磐田市の国民健康保険事業  
の運営に関する協議会会長 様

磐田市長 渡 部 修



### 国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）

磐田市国民健康保険税の課税限度額の改正について、磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（平成 17 年磐田市規則第 68 号）第 3 条の規定により以下のとおり諮問します。

#### 1 諮問の目的

磐田市国民健康保険税の課税限度額の改正

#### 2 理 由

令和 2 年 3 月の地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の課税限度額のうち、基礎課税分が 6 1 万円から 6 3 万円に、介護納付金課税分が 1 6 万円から 1 7 万円に引き上げられました。これは、限度額超過世帯の割合が 1.5% に近づくように段階的に引き上げる厚生労働省の運用ルールに基づき、引き上げられたものです。

当市もこれに準じて課税限度額を国の基準どおり引き上げたく、運営に関する協議会の意見を求めるものです。

#### 3 諮問事項

令和 3 年度から国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 6 1 万円から 6 3 万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を 1 6 万円から 1 7 万円に引き上げる。